

令和8年9月17日

分任契約担当官
陸上自衛隊石垣駐屯地
第445会計隊長 佐藤 俊

第445会計隊におけるオープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は、随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件 名	納入（履行） 場所	納期 （履行期限）	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積合わせの 日時	防衛省競争 参加資格	備 考
21	電気回転釜ERR-150Dの修理	石垣駐屯地	8.10.19～ 9.3.7	8.9.17	8.9.30 0900	8.9.30 0900	無	
		以下余白						

4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒 907-0003
住 所 沖縄県石垣市平得1273-404
部隊名 陸上自衛隊石垣駐屯地第445会計隊 契約班 担当：渡邊（内線：343）
連絡先 TEL：0980-98-0008
FAX：0980-82-1145

見 積 依 頼 書

分任契約担当官
陸上自衛隊石垣駐屯地
第 4 4 5 会計隊長 佐藤 俊

以下のとおり見積を依頼します。

1 見積依頼

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6S8R1WS00580		6SYK1A40006 0001					
品名 または 件名							
電気回転釜E R R－１５０Dの修理							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
2.00	UN						
納地または工事場所			引 渡 場 所				
陸上自衛隊			石垣駐屯地業務隊				
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
補給科糧食班 山下（内線３８１）			令和8年10月19日（月）～令和9年3月7日（日）				

2 契約条項を示す場所

陸上自衛隊 会計隊事務室

3 説明会及び提出の日時場所

説明会日時場所：実施しない。

提出日時場所：令和8年9月30日（水）9時00分 会計隊 事務室

4 決定方式及び契約方式

決定方式：総品目総額 契約方式：随意契約

5 注意事項

(1)実施要領について

オープンカウンター方式実施要領による。

(2) オープンカウンター方式件名リストの提示場所： 陸上自衛隊 西部方面隊ホームページ（<http://www.mod.go.jp/gsdw/wae>）・陸上自衛隊石垣駐屯地

(3) 契約条項及び入札参加者心得を示す場所： 陸上自衛隊 石垣駐屯地第 4 4 5 会計隊・西部方面隊ホームページ・商工会議所

(4) 契約書等作成： 契約書の作成の可否については落札者にその都度連絡する。作成する場合については、落札決定後「駐屯地用標準契約（請）書」の様式により作成する。

(5) その他

申し込みがあった者については、市場価格の調査を実施しますので、ご協力をお願いいたします。

(6) 問い合わせ先

〒 9 0 7 - 0 0 0 3 沖縄県石垣市字平得 1 2 7 3 番 4 0 4

陸上自衛隊石垣駐屯地

T E L 0 9 8 0 - 9 8 - 0 0 0 8

F A X 0 9 8 0 - 8 2 - 1 1 4 5 （直通）

オープンカウンターに関する事項：第 4 4 5 会計隊契約班 渡邊 内線 3 4 3

仕様書に関する事項：石垣駐屯地業務隊補給科糧食班 山下 内線 3 8 1

調達要求番号：6SYK1A40006

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書				
物品番号	仕 様 書 番 号			
電気回転釜修理				
	防衛大臣承認	令和	年	月 日
	作 成	令和	9 年	9 月 1 4 日
	変 更	令和	年	月 日
	作成部隊等名	石垣駐屯地業務隊補給科		

1 適用範囲

本仕様書は、石垣駐屯地における電気回転釜修理について規定する。

2 場 所

陸上自衛隊石垣駐屯地糧食班厨房（沖縄県石垣市字平得大俣1273番404）

3 電気回転釜の概要及び数量

電気回転釜 ERK-150DX×2

4 作業の種類

- (1) 基礎工事
- (2) 電熱線の取り換え
- (3) 電圧点検及び機能点検

5 作業期間（基準）

令和8年10月19日から令和9年3月7日の間

6 本役務の細部内容

(1) 一般事項

ア 本役務は、本仕様書により実施するものとする。

イ 役務の実施時期及び工程等については、事前に係官と打ち合わせを行うものとする。

ウ 役務の実施に際しては、周囲の設備、器材等に損傷を与えないよう十分注意するものとし、万が一損傷を与えた場合は、請負者の責任において速やかに復旧するものとする。

エ 本仕様書の内容及び役務の実施に際して疑義が生じた場合は、係官と協議の上、実施するものとする。

オ 役務の実施に当たっては、火災予防及び安全管理に十分留意するものとする。

カ 本役務は、電気回転釜ERK-150DXの釜上部の過熱部が機能していないことから電熱部品の交換及び交換後の機能点検を実施し、正常に使用できる状態にするものとする

キ 役務の実施に必要な部品、材料、工具、作業費、出張費その他必要な経費は、請負者の負担とする。

(2) 特記事項

ア 共通事項

- (ア) 修理に必要な部品、材料等については、対象器材に適合するものを使用するものとする。
- (イ) 役務の実施に必要な搬入、搬出、運搬等に係る費用は、請負者の負担とする。
- (ウ) 修理完了後、対象器材の作動確認を実施し、正常に使用できる状態であることを確認するものとする。
- (エ) 役務完了後、発生した廃材、交換部品その他の不要物については、請負者において適切に処理するものとする。

7 監督及び検査

- (1) 作業の実施にあたっては、官側の監督を受け、その指示に従うものとする。
- (2) 作業終了後、検査官の検査を受けるものとする。
- (3) 検査の結果、修理が不十分または本仕様書の内容を満たしていないと認められた場合は、請負者の責任において速やかに必要な措置を講じ、再度検査を受けるものとする。